

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年12月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200432号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200029号

第1 結論

昭和59年2月及び同年3月の請求期間並びに昭和60年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年2月及び同年3月
② 昭和60年2月及び同年3月

私は、昭和56年に、当時居住していたA市において国民年金に任意加入してから、納付すべきものは全て納付してきた。

昭和59年にB県C市へ引っ越し、引き続き国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたが、どのように保険料を納付していたか覚えていない。おそらく、郵便局又は金融機関を利用して納付していたのだと思う。

請求期間当時、金銭的に困っているような生活状況ではなく、請求期間がそれぞれ2か月分未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録から、請求者は、昭和56年12月18日付けで国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、国民年金手帳の記号番号「*」（現在は、基礎年金番号に統合されている。）が払い出されている。

請求期間①及び②は、いずれも2か月と短期間であり、請求期間①及び②前後の国民年金保険料は納付済みである上、請求者は、任意加入により昭和56年12月に初めて国民年金の被保険者資格を取得してから、昭和61年4月の第3号被保険者制度創設前の同年3月までの国民年金加入期間において、請求期間①及び②を除き国民年金保険料は全て納付している。

また、請求者に係る戸籍の附票及び請求者が所持する年金手帳によると、請求者は、昭和59年3月20日にA市からB県C市へ住所変更していることが確認できるところ、C市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿には、当該住所変更の届出は「昭和59年3月24日受付」と記載されており、請求者は、国民年金に係る住所変更手続を適切に行っている。

さらに、当該国民年金被保険者名簿の検認記録欄では、昭和58年度の下段に「59.4.17」の

スタンプが、昭和 59 年度の下段に「59. 4. 20」のスタンプがそれぞれ押されているところ、C 市によると、当該スタンプは納付書の送付日と思われると回答していることから、請求者に対し請求期間①及び②に係る納付書が送付されていたものと考えられ、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

加えて、前述のとおり、請求者は、昭和 59 年 3 月に住所変更しているものの、請求期間①及び②前後を通じて請求者の夫の職業に変更はないなど、世帯の生活状況に大きな変化はみられないことから、当該請求期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200400号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200106号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月21日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成30年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月21日

平成30年冬季賞与について、賞与支払年月日を同年12月25日として保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与は、同年12月21日に支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、賞与支払年月日を同日とする保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成30年分給与所得に対する源泉徴収簿、平成30年冬季賞与支払明細書及び同社の預金取引明細により、請求者は、平成30年12月21日に同社から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月21日の賞与について、賞与支払年月日を同年12月25日として、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年6月9日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月21日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200530号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200030号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで17回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、同一の請求期間について、過去に17回の訂正請求を行っており、納付方法等については、一部主張を変えているものの、i) 請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の保険料が充当されていることが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、保険料を納付することはできない(コンビニエンスス

トアでの納付は、平成 16 年 2 月開始) こと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、前回同様に納付場所について、コンビニエンスストア以外で請求期間の保険料を納めたとして、18 回目の訂正請求を行っているものの、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の保険料の納付に関して当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200392号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200105号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年11月から平成12年10月まで
② 平成15年7月から平成16年6月まで
③ 平成16年10月から平成17年6月まで
④ 平成24年1月から同年3月1日まで
⑤ 平成24年6月1日から同年8月1日まで

私は、派遣社員として、A社に勤務した請求期間①、④及び⑤、B社に勤務した請求期間②、C社に勤務した請求期間③について厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①、②、③、④及び⑤を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る資料及び同僚の回答から、勤務期間を特定することはできないものの、請求者は、請求期間①のうち一部期間において同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、派遣登録の有効期限経過により派遣社員の記録を抹消しており、請求期間①当時の資料は保存期間経過により保管していないことから、請求者の在籍及

び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A社の事業主は、請求期間①当時における派遣社員の厚生年金保険の加入については本人の希望による選択制であったと回答しており、同社は必ずしも派遣社員全員を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、請求者の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

- 2 請求期間②について、請求者のB社における雇用保険の加入記録及び同社に係る社会保険事務を行っている社会保険労務士事務所の担当者の陳述により、請求者は当該期間のうち、平成16年2月1日から同年6月30日までの期間において、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、派遣登録の有効期限経過により派遣社員の記録を抹消しており、請求期間②当時の資料は保存期間経過により保管していないことから、請求者の在籍及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者が居住していたD市からの回答により、請求者は、請求期間②において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、請求者が派遣先事業所で一緒に働いていたと記憶する複数の者に照会したところ、回答があった1名は、請求者を記憶しているものの、自身はB社における派遣社員ではなかったため、請求者の同社における厚生年金保険の加入については分からない旨回答している。

- 3 請求期間③について、請求者のC社における雇用保険の加入記録により、請求者は、平成16年10月1日から平成17年6月30日までの期間において、同社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C社の事業主は、派遣登録の有効期限経過により派遣社員の記録を抹消しており、請求期間③当時の資料は保存期間経過により保管していないことから、請求者の在籍及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求期間③当時の派遣社員の健康保険及び厚生年金保険の加入の取扱いについて、C社の事業主は、健康保険及び厚生年金保険は同時に加入していたと回答しているところ、請求者は、請求者が居住していたD市からの回答により、請求期間③において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 4 請求期間④及び⑤について、請求者のA社における雇用保険の加入記録により、請求者は当該期間を含む平成24年1月30日から平成25年2月28日までの期間において、継続して同社に在籍していたことが確認できる。

また、請求者は派遣先事業所について、請求期間④を含む平成24年1月から同年6月1日までの期間にE社へ派遣され、その派遣期間中に、その後の派遣先であるF社での仕事が決まり、請求期間⑤を含む同年6月1日から平成25年3月1日までの期間勤務していたと回答しているところ、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者期間（平成24年以降）は、平成24年3月1日から同年6月1日までの期間及び同年8月1日から平成25年3月1日までの期間であることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、派遣登録の有効期限経過により派遣社員の記録を抹消しており、請求期間④及び⑤当時の資料は保存期間経過により保管していないことから、請求者の在籍及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、A社の事業主は、請求期間④及び⑤当時における派遣社員の厚生年金保険の加入について、雇用契約期間が2か月を超え、3か月目になった時点で厚生年金保険に加入させていた旨回答しているほか、複数の同僚から同様の回答が得られたことから、同社は必ずしも派遣社員を雇用契約期間の初日に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者から提出された平成24年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、オンライン記録で確認できる請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額に相当する社会保険料の金額とおおむね一致していることから、請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料の控除について推認することができない。

加えて、オンライン記録により、請求者は、請求期間④の全期間及び⑤のうち平成24年7月分の国民年金保険料について、申請による免除を受けていることが確認できる上、請求者が居住していたG市及びH市からの回答により、請求期間④及び⑤の全期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 5 請求者は、請求期間①、②、③、④及び⑤について、給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有していない。

このほか、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。